

報道各位

新潟市市民生活課

「コンビニエンスストア等での証明書自動交付サービスに係る システムの再点検」に伴うコンビニ交付サービスの停止について

富士通株式会社の提供するシステム「コンビニ交付」において、6月28日に他自治体で新たに証明書の誤発行が発生したことに伴い、当該サービスを提供している富士通 Japan より、改めて点検作業を行うため、サービスを受けている自治体すべてに対しサービスを停止するよう要請がありました。

新たな点検作業が発生したことに伴い、下記の通りコンビニ交付サービスを停止して、再点検を実施することといたしますのでお知らせいたします。

記

■対象 象 コンビニ交付サービス

■停止期間 令和5年6月30日（金）10:00から

※再開日時は未定です。

稼働再開の際は、あらためてお知らせいたします。

問い合わせ先

新潟市市民生活課 課長 渡部 博子

電話：025-226-1009（直通）

E-mail：shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp